

けやき

第88号 平成28年11月1日 発行

弁護士法人 けやき法律事務所

〒963-8876 福島県郡山市蘿山1丁目2番13号 TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644 (<http://www.keyaki-law.gr.jp/>)

発行責任者／弁護士 齊藤 正俊

ーくらしに憲法を生かそうー

私は、このような立憲主義を無視して平和とは逆行する動きに抗して、獅子の如くひるむことなく平和の道を訴えていこうと思う。

小説の「獅子吼」は戦時下の動物園で飼育されているライオンを通して、彼を撃ち殺すことを命じられた元飼育係の兵士の苦悩と平和の尊さを訴えている。しかし、日本の政界では、平和主義を謳つた日本国憲法を無視し、集団的自衛権の行使を含んだ安保法制を成立させた安倍政権が、衆参両院で憲法改正の発議に必要な3分の2を超える議席を手にした。そして、今まで、衆議院の議席の見直しが図られる前に、解散総選挙を行おうという動きが加速している。

浅田次郎の短編小説に「獅子吼」という作品がある。「獅子吼」の意味は、読んで字の如く、獅子がほえるということだが、転じて誰であろうがひるむことなく正論を述べる姿勢を表していると言われている。

けやき雑感

弁護士 齊藤 正俊



消費者問題について

弁護士 武村 陽
弁護士 西沢桂子

近時、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。

通信販売やインターネットの普及などで便利な世の中になる一方で、消費者トラブルも多くなっています。

今回は、最近問題となっている実際のトラブル事例をご紹介し、その対応を考えてみたいと思います。

1 大手運送会社を装った詐欺

「佐川」「不在連絡メール」と記載されたメールが来ました。

そこに記載されているアドレスにアクセスしたら佐川急便とは関係のないサイトが表示され、しばらくすると、「●●被害対策弁護団」なるところから「差押通知」というメールがきました。

メールの内容としては、様々なサイトの利用料等が未払になつていて、その合計額が355万円になつているので、財産を差し押さえるというものでした。そこには、「財産差押通知が法改正によりメールで見えるようになつた」とも書いてありました。

対処法

もし、アドレスをクリックしてしまい、

2 パソコンのウイルス感染

パソコンでインターネットを利用しているところ、突然画面上に「このパソコンはウイルスに感染しました。至急●●●●にお電話下さい。」という警告画面が出ました。

そこに記された番号に電話をしたところ、名前や住所などを聞かれ、最終的には有料サイト閲覧料、ウイルス除去費用等の名目で多額の金銭を請求されるようになりました。

3 ギャンブル必勝法



画面上に記載された電話番号には電話をしないようにしましょう。
「あなたの個人情報が流出しました。至急…にお電話ください。」などという警告文が表示されることがあります。
このような警告文は、見た者を焦らせ、電話をかけて個人情報を入手するための手口です。
また、このような画面は、インターネットのページを開じようとしても、ずっと画面に出たまま消えないことがあります。その場合は、パソコンの再起動をするか、画面に出たまま消える場合もありますので、慌てずに対処しましょう。

4 LINEを使つた架空請求

突然知らない人から「LINEで、「久しうり。番号かわったので、こちらで登録してね」「最近ブログ始めたから、見てみて」などと、特定のインターネットのアドレスが記載されたメッセージが送られてきました。女性の顔写真も載つていて、昔の友人かも知れないと思ひ、そのアドレスをクリックすると、画面に「有料サイトに登録されました。利用料10万円を至急振り込んで下さい。問い合わせはこちらへ。」などと表示されました。

対処法

まず、知らない人からの「LINEのメッセージは開けないことです。
万が一開けてしまつても、その中のアドレスをクリックしないことです。クリックした結果表示された請求画面も、無視してください。

また、画面には「退会手続」と書かれたボタンがあつたり、「退会の場合は●●に電話してください」という記載があるなど、退会(解約)手続きを誘導される場合もある

5 ブリペイドカードを購入するよう指示されたケース

(国民生活センターと解決結果)【参考】

りますが、それも無視してください。退会手続のボタンを押したせいで、相手方にこちらの個人情報を取得されてしまうこともあります。

LINEでもメールでも、差出人が分からないものは、無視するのが一番です。

LINEでもメールでも、差出人が分からないものは、無視するのが一番です。
L LINEでもメールでも、差出人が分からないものは、無視するのが一番です。

6 デート商法(恋人商法)

SNSで知り合った女性と、何回か

会っては、「アダルトサイト利用料金」として10万円の請求が来ました。
無料のサイトを見た覚えはあるので、念のため記載されていた問い合わせ電話番号に電話すると、電話に出た男性から「有料のページを見ていました」と記載がありました。

メールで、「アダルトサイト利用料金」として10万円の請求が来ました。
このため記載されていた問い合わせ電話番号に記載されていましたので、このプリペイドカードを購入して、その後、プリペイドカードに記載されている番号を教えてほしい」と言われました。あせつてしまい、そのとおりにプリペイドカードを購入し、番号を教えてしました。
あとで詐欺だと分かりましたが「プリペイドカードの購入代金は返してもらえますか。

対処法

被害者からお金を受け取る手段のひとつとして、被害者にプリペイドカードをコンビニで買わせて、そのカードに記載された番号を教えるように指示するという手口が流行っています。
プリペイドカードとは、一定額をあらかじめチャージ(入金)しておき、そのチャージ金額の範囲内でカードを利用して買い物等ができるシステムです。

7 フェリエ商法(恋人商法)

最初は、悩み相談や「日々の出来事などをSNSでやりとりをしていました。
SNSで知り合った女性と、何回か会っては、「アセラリーの販売員をやつてます。あなたにも似合うものがあるから、買わない?」と言われ20万円の腕輪を買わされ、その後も呼び出されでは何十万円もする貴金属を次々と買わされ続けました。

まとめ

共通して言えることは、良く分からぬメールやLINEは無視する、顔を見ないSNSでの出会いは慎重に、ということです。
もし、不安なことがあつたら、お近くのページでも、トラブル事例の紹介と解決方法を載せていますので、ご参考ください。



弁護士を志した理由と言つても、それほど明確なものがあるわけではありません。大学こそ法学部に進み、当初は研究者をめざそうと思っていたのですが、授業を聴いていると、当時の私はどうにも興味が持てず、独学で社会学や経済学など別分野の勉強ばかりしていました。ただ、卒業を控え今後の進路を考えたときに、魅力的に思えたのは、弁護士という職業でした。

中学生の時、講演会に連れて行かれたことがあります。そのとき聴いたのが、松川事件(戦後間もないころに福島県内で起きた大規模なえん罪事件)の主任弁護士であつた故大塚一男弁護士の講演でした。まだ中学生でしたので、そのときは弁護士という職業に特に興味をもつたわけではないのですが、その後、大学で松川事件の映画を上映したり学習会などにかかわる中で弁護士の話を聞く機会が何度かあり、法的紛争の解決を通じて、個人の権利を守りながら、少しでも世の中をよくしていくこと努力している姿に、少しづつ惹かれていったような気がします。

口では「ああしろこうしろ」と言わなかつた父が敷いた見えないレールにまんまと乗せられてしまつたようでもちょっと癪ですが(笑)。

弁護士を志した理由と言つても、それほど明確なものがあるわけではありません。大学こそ法学部に進み、当初は研究者をめざそうと思っていたのですが、授業を聴いていると、当時の私はどうにも興味が持てず、独学で社会学や経済学など別分野の勉強ばかりしていました。ただ、卒業を控え今後の進路を考えたときに、魅力的に思えたのは、弁護士という職業でした。

弁護士 渡邊 純

私が 弁護士 を志した 理由

市民講座開催報告

弁護士 長谷川 啓

今年も当事務所が開催する『くらしの法律講座』が9月から10月にかけて行われました。テーマは、「相続」と「遺言」で、前半の2回で「相続」、後半の2回で「遺言」について、合計4回の講座を行いました。各回ともに会場いっぱいの受講者の皆様にお越しいただきました。

講座では、当事務所の弁護士が、相続、遺言に関して、基本的な事柄から馴染みの薄い問題まで、工夫を凝らしてお話ししました。

前半の講座では、「誰が相続人となるのか」「だれがどのような割合で相続するのか」など、相続の基本的な知識や、代襲相続などの応用的な問題、遺産分割協議や遺産分割調停の進め方などの実践的な問題についてお話ししました。

後半の講座では、遺言の種類や遺言が有効となるための要件、紛争を予防するための遺言の書き方、「エンディングノート」についてなど、遺言に関する問題を幅広くお話ししました。

各回ともに、受講者の皆様には関心を持って受講していただき、講義の後の質疑応答では、多くの熱心な質問がありました。

当事務所でも、相続や遺言に関する多くの問題を扱っています。財産を残す側、残される側のいずれにしても、誰もがいつかは直面するであろう相続の問題ですが、分かっているつもりで

も実際には正確に理解できていない場合もあり、そのような誤った理解がきっかけで紛争に発展してしまう場合も少なくありません。また、残される家族への思いを遺言として残しても、法律で決められた形式を守っていないかったがために有効な遺言として扱われず、自分の思いが相続に反映されないという場合もあります。

相続や遺言について争いが起こってから専門家への相談を行うというのも一つの手段ですが、万が一の時のことを考えて事前に備えをしておくのは無駄なことではありません。当事務所では、相続や遺言に関する法律相談のみではなく、ご要望があれば、これらに関する出張講座も積極的に行ってていますので、お気軽にお問い合わせください。

以上



弁護士法人 けやき法律事務所

弁護士 安藤 裕規 弁護士 安藤 ヨイ子 所長 弁護士 齊藤 正俊
弁護士 渡邊 純 弁護士 武村 陽 弁護士 西沢 桂子 弁護士 長谷川 啓

TEL.024-933-0823(代表)

事務所ホームページ 随時更新中

URL <http://www.keyaki-law.gr.jp/>

けやき法律事務所

検索

ホームページから
相談予約の申込みが
できるようになりました!

24時間受け付けておりますので、
詳しくはホームページをご覧ください。

お車での
お越しは

国道4号線から文化通りに入って、3つ目の
信号(文化センター西側)を右折



携帯サイトはこちらからどうぞ

※今後、ニュースの発送を希望されない方は、その旨ご連絡ください。

